

## 二次審査における評価方法及び最優秀者、次点者選定の考え方（案）

二次審査評価方法について（資料 7 にて前述）

- 1) 二次審査評価方法の決定（評価採点方式、投票方式、合議方式などの選定）
- 2) 公開プレゼンテーション及びヒアリングについて
- 3) 最優秀者と次点者の選定方法の決定
- 4) 二次審査提案テーマの決定（※ 第 2 回審査委員会決定事項）
- 5) 二次応募案に対する事前質疑の検討
- 6) 二次審査配点の考え方及び配点の決定
- 7) 二次審査結果の公表方法の決定（※ 第 2 回審査委員会決定事項）

二次審査による最優秀者、次点者選定に関しましても、一次審査評価の考え方（資料 7）で検討した『評価採点方式』が事務局としては望ましいと考えます。

最優秀者、次点者の選定の方法としては、一次審査における評価方法の考え方と同様に、点数で可視化されるため評価の差がわかり易いこと、過去のプロポーザルにおける評価方法としては多い方式であることから、各審査委員の評価点合計で順位付けを行う合計方式が望ましいと考えます。

また、『区民参加』の視点から、1)『区民意見の聴取』（資料 1 6 にて後述）及び、2)『一次審査通過者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリング』を公開で行います。

### 1) 区民意見の聴取

二次審査提案書を受領後、技術提案書を区役所にて公開し、展示会場において区民意見の聴取を行います。その意見は事務局にて集計し、審査委員会に参考資料として提出します。

区民意見聴取の実施方法等は資料 1 6 に記載しております。

### 2) 公開プレゼンテーション、ヒアリングの実施について

- ① 日 時：平成 29 年 9 月 18 日（月・祝日） 10 時～
- ② 会 場：成城ホール
- ③ 実施方法：応募者名は公開で行い、プロジェクトによる投影（パワーポイント等を使用）でのプレゼンテーションとする。  
プレゼンターは管理技術者、建築（総合）主任技術者を必須とし、合計 6 名までとする。  
プレゼンテーションは二次応募資料をパワーポイント等に数枚でわかりやすくまとめ、ページ数は限定しない。二次応募資料の内容への追記・変更、資料の追加配布は認めない。
- ④ 想定スケジュール
 

9：30～	開場
10：00～10：15	開会、留意事項の説明
10：15～11：05	1 者目（プレゼン 20 分 ヒアリング 30 分）
11：15～12：05	2 者目（同上）
お昼休憩	

- 13:00～13:50 3者目(同上)  
14:00～14:50 4者目(同上)  
15:00～15:50 5者目(同上)

終了(予定5者の場合)

終了後、第5回審査委員会を開催

### 3) 最優秀者、次点者の選定の流れ

採点にあたっては、下記の流れにて審査委員が評価点を採点します。

(前述資料8のように、一次審査の評価点は二次審査に持ち越しません。)

#### 第5回審査委員会(プレゼンテーション、ヒアリングを含む)まで

- ・ 二次審査技術提案書及び仮採点表を事務局から各審査委員に配布
- ・ 各審査委員による二次審査技術提案書の読み込み
- ・ 各審査委員による評価、仮採点(任意) ※仮採点表は事務局への提出は不要

#### 第5回審査委員会(プレゼンテーション、ヒアリングを含む)にて

- ・ プレゼンテーション・ヒアリング(公開)
- ・ 第5回審査委員会での意見交換(ここから非公開)
- ・ 各審査委員による二次審査技術提案書の正式評価、採点
- ・ 採点表の事務局への提出
- ・ 事務局による各審査委員の評価点集計及び結果を審査委員会へ報告  
(第5回審査委員会開催中)
- ・ 集計結果を審査委員会で確認し、評価点合計が最高の者を『最優秀者』、2位を『次点者』として選定  
※ 同点の場合は最優秀者、次点者とも同点の者に対して投票を行う
- ・ 審査委員会から『最優秀者、次点者選定』の応募者名を区長へ報告

### 4) 基本設計委託契約について

審査委員会の結果の報告を受け、世田谷区は優先交渉者を決定し、基本設計委託契約の交渉を行います。

なお、この手続に参加した者が、告示日から最優秀者の決定までの間に、世田谷区から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者についてはこの手続の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。

また、上記及び最優秀者に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とするものとします。

以上